

## No 3 医師留学支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (様式除く)

新	旧
<p style="color: red; margin: 0;"><u>令和2年度</u>医師留学支援事業費補助金交付要綱</p>	<p style="color: blue; margin: 0;"><u>平成31年度</u>医師留学支援事業費補助金交付要綱</p>
<p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍する<u>令和2年</u>3月31日現在で原則として医師免許取得後15年以内の者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、<u>令和2年</u>4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第7条 補助目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>補助対象事業の実施中又は終了後に、高知県外への異動や退職等により</u>、第3条第2号の要件を満たさなくなる可能性が明らかになった場合には、ただちに理事長に協議すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>第8～9条 (略)</p>	<p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍する<u>平成31年</u>3月31日現在で原則として医師免許取得後15年以内の者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、<u>平成31年</u>4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第7条 補助目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>補助対象事業終了後</u>、第3条第3号の要件を満たさなくなる可能性が明らかになった場合には、ただちに理事長に協議すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>第8～9条 (略)</p>

新				旧			
<p>(実績報告の提出及び補助の確定)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書(第5号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。<u>ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月10日までに理事長に提出しなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第11～12条 (略)</p> <p>附則</p> <p><u>1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 令和2年度補助額は、令和2年9月を目途に決定する。</u> <u>9月までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の2分の1を上限とする。</u></p> <p>(別表)</p>				<p>(実績報告の提出及び補助の確定)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書(第5号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第11～12条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(別表)</p>			
区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
短期留学 (県外の先進的な医療機関等で行う概ね3か月以上 <u>12か月未満</u> の研修)	(1) 現住所から留学先医療機関等までの往復旅費 (2) 住居費(家賃等賃借料、敷金、手数料、負担金) (3) 研修費(受講料、留学先での移動交通費、書籍等購入費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、負担金)	定額	<u>1,000千円</u> /人	短期留学 (県外の先進的な医療機関等で行う概ね3か月以上 <u>6か月以内</u> の研修)	(1) 現住所から留学先医療機関等までの往復旅費 (2) 住居費(家賃等賃借料、敷金、手数料、負担金) (3) 研修費(受講料、留学先での移動交通費、書籍等購入費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、負担金)	定額	<u>2,000千円</u> /人
長期留学 (県外の先進的な医療機関等で行う概ね <u>1年から3年程度</u> の研修)	(4) その他理事長が特に必要と認める経費		3,000千円 /人	長期留学 (県外の先進的な医療機関等で行う概ね <u>1年程度</u> の研修)	(4) その他理事長が特に必要と認める経費		3,000千円 /人

新				旧			
海外留学 (海外の先進的 な医療機関等 行う概ね3か月 以上の研修)			3,000 千円 /人	海外留学 (海外の先進的 な医療機関等 行う概ね3か月 以上の研修)			3,000 千円 /人